



長野県告示第676号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社東急コミュニティー

(2) 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

人権・男女共同参画課

長野県告示第677号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査実施計画を国土調査として指定しました。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

調査を行う者の名称

調査地域

調査期間

佐久穂町

大日向23区、海瀬5区

平成29年3月24日まで

農地整備課

長野県告示第678号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県営総合射撃場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般社団法人長野県猟友会

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字中御所字岡田30番地16

2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

森林づくり推進課
鳥獣対策・ジビエ振興室



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉工房オハナ

3 代表者の氏名

城村 義人

4 主たる事務所の所在地

伊那市大字伊那部4491番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者の皆様に、住み慣れた地域で安心して自分らしく過ごせるような家庭生活と、生き甲斐づくりのための自主的な就労および社会参加の機会を提供する事業を行い、生活に潤いと喜びの持てる豊で活力ある共生の地域社会づくりに貢献し、また、国際交流を通し、青少年とその家族の皆様に、広い視野と相互理解、助け合いの精神を知るための健全育成とその支援に寄与することを目的とする。

県民協働課